

東京電力福島第一原子力発電所の事故への 対応と安全対策等に関する重点提言

原子力発電所事故の早期収束と完全な賠償、そして放射性物質による国民・住民生活に対する影響への対応や正確な情報の迅速な公表、さらには、新たなエネルギー政策の構築に向けた対応など、次の事項について国の責任と財政負担により、万全の措置を講じられたい。

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故の対応について

(1) 福島復興再生特別措置法及び東日本大震災復興特別区域法について

- ① 基本方針の策定にあたっては、関係自治体の意見を十分反映するとともに、変更の必要が生じた場合は、柔軟に対応すること。
- ② 復興事業に対する財政措置については、国の責務として措置することを明記するとともに、必要な予算を確保すること。
- ③ 福島県が取り組む18歳以下の医療費無料化について、永続的に取り組むために、基金の特例等の必要な措置について明記すること。
- ④ 復興交付金の活用については、原子力災害という特殊事情を十分に踏まえ、交付金の対象地域に県内の全地域が含まれるようにするための措置を講じるとともに、対象事業についてはハード・ソフト両面にわたり柔軟に活用できる旨を明記すること。
- ⑤ 原子力災害からの福島の復興・再生に関する安定的財源を確保するため、電源開発促進税制及びエネルギー特別会計の見直しについて明記すること。

(2) 放射性物質の除染対策について

- ① 放射性物質によって汚染された廃棄物や上下水道汚泥、焼却灰、土壌等の処理について、早期に中間貯蔵施設及び最終処分場を設置・確保するとともに、最終処分までの明確なタイムスケジュール等を具体的に示すこと。併せて必要な財政措置を講じること。
- ② 地域の除染を迅速に進めるため、より効率的な工法の確立をはじめ、除染方法や手順を現場において柔軟に対応できるよう運用を見直すとともに、市民や企業が自ら除染をした場合を含め、除染に係る経費の対象範囲を拡充すること。
- ③ 放射能汚染濃度が8,000Bq/kg超100,000Bq/kg以下の焼却灰等も、国の中間貯蔵施設に搬入すること。
- ④ 放射能汚染濃度が8,000Bq/kg以下の下水汚泥処理も地方自治体等に委ねるこ

となく、産業廃棄物最終処分場の立地自治体とその周辺住民の不安解消を図るための対策について、直接国が地方自治体を支援すること。

また、水道事業における比較的低濃度の放射性物質を含む浄水発生土については、その発生原因及び安全管理上の観点から、国で処分場を確保すること。

- ⑤ 汚染状況重点調査地域の指定を受けていない地域に対しても十分な情報提供と説明、放射能監視体制の強化、地方自治体が独自に実施する監視測定やマイクロスポットの除染及び除去土壌の処分等の経費に対し、財政的支援を実施すること。
- ⑥ 放射性物質を含む汚泥等の処分場等については、自衛隊の演習場等、容易に活用できる国有地の提供や目的外使用を速やかに認めるなど国が責任を持って柔軟に対応するとともに、地方自治体が仮置きに要した費用については国が全額を負担すること。
- ⑦ 東北地方は、我が国の重要な食料生産基地であり、食料自給率の向上を図る上でも、東北地方の農畜水産業の再生は欠かせないことから、農地や採草放牧地の早急な除染を実施すること。

また、地方自治体が行う除染に対しては適正な単価を設定した上で国が費用を負担すること。

- ⑧ 湖沼等における放射線量の比較的高い箇所（ホットスポット）の存在が明らかとなり、漁業関係者に採捕自粛などの影響が生じていることから、内水面漁業への対策を速やかに講じること。
 - ⑨ 土壌汚染対策として、面的除染対策だけでなく、部分的除染対策においても技術的・財政的支援を行うこと。
 - ⑩ 民有地の除染について、除染費用をはじめ必要な資機材の提供、除染に関する講習の実施等、市民からの要望に応じて地方自治体が行う対策に対し、全面的な支援を行うこと。
 - ⑪ 一定地域内の一般家庭等において薪ストーブを使用した際に発生する灰の取扱基準を明確にし、放射線量による測定を可能とすること。
- (3) 放射能対策の支援について
- ① 人体や大気、水、土壌など環境等に及ぼす影響等に係る正確な情報を一元的に管理し、放射線に関する正しい知識の啓発等により、住民の不安払しょくに努めること。
 - ② 航空機や車両を利用したモニタリング調査や定点観測など、放射能に対する

常時監視を継続的に実施すること。

- ③ 放射能対策に係る法整備にあたっては、東京電力が直接対応する内容とし、さらに、国においては法の整備等新たな対策を講じる際には、その実務を安易に地方自治体に依存することなく責任をもって執行体制の確立を図ること。
- ④ 大気、海水、農地、農水産物などに対するモニタリングを継続的に実施し、その安全性についての的確な情報を迅速に発信すること。
- ⑤ 放射性物質への対応については、国の責任において解決に向けた道筋を明らかにし、放射性物質を含む廃棄物を処理・処分するためのシステムを早急に整備すること。また、国と地方自治体との連絡体制の整備を図り、具体的な対応方針を定めるとともに、自治体が対策に要した費用については国が負担すること。
- ⑥ 大気中並びに土壌の放射線量に関して、早急に運用の統一基準を示すこと。
また、測定した値が統一基準値を超えている場合における、県、市町村及び学校等が講じるべき具体的放射線量低減策を示すとともに、地方自治体を実施する放射線量測定及び放射線量低減策等に係る費用については、全額財政措置を講じること。
- ⑦ 農畜水産物、林産物、建設土木資材等について、出荷前の検査体制等を強化するなど、放射線検査を今まで以上にきめ細かく実施すること。
- ⑧ 食品中の放射性物質に係る食品衛生法の暫定基準値改正に対応する測定体制の充実強化、測定機器の配備、測定方法及びマニュアルの策定を早急に行うこと。
また、同基準値について、国民の不安を払拭するため、より明確な科学的根拠に基づいた安全性を示すこと。
- ⑨ 平成 24 年産米の放射性物質検査体制の充実、100Bq/kg 超の米が検出された場合の処分、賠償及び試験圃場で栽培された米の処分について、責任をもって実施すること。
- ⑩ 水道水の安全確保のため、放射性物質に係る水質検査を今後も継続して定期的に実施するとともに、摂取制限等緊急時の飲料水確保のための支援体制を早急に確立すること。
- ⑪ 瓦礫や土壌の放射能汚染に関し、除染処理や研究を進め、特に湖や河川など水源に被害が及んだ場合を想定した効果的な対策を早急に検討し実施すること。

- ⑫ 放射性物質を含む稲わらや汚染堆肥、浄水発生土、焼却灰、下水汚泥や除染に伴い生じる土壌、汚染廃棄物の処理等や、仮置場・中間貯蔵施設・最終処分場の設置や一時保管の期間、将来に影響を与えない最終処分方法について具体的対応方針を示し、国が主体的に住民説明を行うとともに、必要な財政措置を講じ、責任をもって迅速に対応すること。
- ⑬ 避難等指示区域の内外に関わらず、住民全員の積算線量調査を継続的に実施するとともに、健康診査は避難区域等以外の住民全員も対象とし、定期的・長期的に実施できる体制を早期に確立すること。また、地方自治体が独自に行っている内部被ばく検査等の原子力災害に関連する対策事業に対して支援すること。
- ⑭ 放射線の影響による健康影響調査について、実施の必要性、対象者、実施内容、実施主体などに関する統一的な基準や方針を示すとともに、必要があると認められた場合は、国の責任において調査を実施すること。
- ⑮ 体内に取り込まれる放射性物質と健康被害の関係についての調査・研究の充実など、新たな基準値に対する消費者の信頼確保を図るとともに、日本産食品の安全性について、国外の理解醸成が推進されるよう対策を講じること。また、畜水産用飼料の放射性物質に関する新しい許容値についても、広く国民の信頼を得るようにするとともに、飼料が許容値を超えた農家に対する代替飼料の確保に努めること。
- ⑯ 子どもの育成環境整備のため、公立学校の空調設備（エアコン）の設置や屋内遊び場等の施設整備の管理・運営に係る補助制度を創設するなど、継続的に財政措置を講じること。
- ⑰ 子どもに対する健康調査について、法整備や国としての対応方針を早期にまとめるとともに、健康調査や内部被ばく検査を実施する地方自治体に対し、財政措置を講じること。
- ⑱ 農林水産物の産地等での放射性物質の測定を強化し、内部被ばくに対する対策を充実すること。
- ⑲ 小中学校における学校給食の安全性を確保し、安心して提供できるよう、食品の市場流通段階におけるモニタリング検査の充実・強化及び情報の積極的かつ適切な公表を行うとともに、児童生徒に与える影響を明確にし、保護者に対する不安の解消に努めること。
- ⑳ 放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域の除染実施計画

策定について、被災自治体においては、災害復旧業務並びに復興業務の事務も多大であり、策定が年度内に完成しない恐れが考えられることから、その策定経費の繰越を容認すること。また、平成 24 年度以降においても実施計画の策定経費について財政的支援を実施すること。

- ② 放射性物質に起因する出荷制限・出荷自粛により農畜水産物等の被害を受けた生産者をはじめとした関係事業者及び風評被害を被った農畜水産物等の生産者や加工業者、観光業者や商工業者に対して、国及び東京電力の責任においてその損害に対する完全な賠償を早急に行うこと。併せて、企業誘致及び土地取引における売上減少等についても幅広く賠償の対象とすること。

また、被害額の算定基準の一層の明確化を図ること。

さらに、風評被害の防止対策や農畜水産物の安全性の確保対策、地域経済の活性化や観光施設等の早期復旧、伝統工芸品産地の振興等に対する十分な支援を早急に講じること。

(4) 原子力発電所事故に伴う損害賠償の適正な実施及び迅速化について

- ① 被害者である全ての住民や事業所を対象として、迅速かつ適正な賠償を行うよう東京電力に対して働きかけること。
- ② 損害賠償請求手続きのさらなる簡素化と迅速な対応をすること。
- ③ 賠償基準には、原子力災害に対応した自治体職員の人件費や自治体の所有する財物価値の減少に伴う損害を含めること。
- ④ 農畜水産物に係る損害賠償対象の拡大と迅速な対応、並びに東京電力へ損害賠償の早期支払いを指導すること。
- ⑤ 長期にわたり水揚げの自粛を余儀なくされる漁業者と、水揚げの減少により影響を受ける加工流通業者を含めた事業者への損害賠償が実現されるよう対応すること。
- ⑥ 地方自治体が実施した放射線対策費及び廃棄物の処理経費等のすべてについて、事故との相当因果関係が認められる損害として幅広く賠償の対象とするとともに、早急な支払基準の策定を進めること。

また、地方自治体への賠償については、速やかに手続を進め、早急な支払いを行うよう必要な措置を講じること。

- ⑦ 下水処理施設の脱水汚泥等を再利用した副次産物から高い放射線数値が検出され、脱水汚泥搬出先の受入停止により、汚泥の放射性物質測定や高額な受入先への搬出を余儀なくされていることから、東京電力に対しこれに伴う損害

賠償の早期支払いを指導すること。

(5) 地域医療の確保・充実について

- ① 原子力発電所事故に伴い避難等指定区域以外の地域でも、医師、検査技師、看護師等の医療従事者の県外流出による人手不足が深刻化していることから、これら医療従事者の確保については、国が早急な対策を講じること。
- ② 原子力発電所事故被災地の各医療機関は、運営のための資金が不足している状況にあり、地域医療の確保のために、各種の支援策を講じること。

(6) 産業の流出防止と支援について

- ① 産業の流出を防止するため、福島県内に踏みとどまって雇用を維持しつつ事業を継続する幅広い業種の企業を対象とし、従来の枠にとらわれない税制の特例、電気料金等公共料金の優遇、助成金等の思い切った優遇策を講じる制度を創設すること。
- ② 最先端医療研究機関をはじめ、国等の研究機関を福島県内に立地促進させること。
- ③ 放射能に対する国民の不安や疑問、誤解から生じる風評被害から、市民生活、地域産業を守るため放射能測定体制を充実すること。また、市町村が実施するさまざまな放射能測定に対する財政措置を講じること。
- ④ セミナー・講演会の開催や各種広報媒体の活用を図るなど、放射線等に関する正しい知識の普及・啓発を行い、国民の放射線等に対する正しい理解を深め、国民の不安の解消と風評の払拭に努めること。
- ⑤ クリアランスレベルにある廃棄物や新基準値以下の農林水産物等にあっては、国の責任において実効性のある風評被害対策を講じること。
- ⑥ 放射能汚染の被害を受けた各地域における大量の農産物や加工食品などの放射能検査と認証を行う検査体制を国において構築するとともに、先行して対応した市町村の検査に要する経費については、その全額を国において負担すること。また、検査により基準値を下回った農産物の安全性について周知徹底するなど、消費者への信頼確保が図られる仕組みを構築すること。
- ⑦ しいたけ生産者などの甚大な被害を受けて苦境に立たされている生産者を救済するため、生産活動に対する緊急助成制度の創設など、生産再開に向けた迅速かつ万全な措置を講じること。
- ⑧ 東北地方の高速道路の利用料の減免及び旅客事業者への補助等の観光振興に係る支援措置を継続的に実施すること。

- ⑨ 農業者戸別所得補償制度においては、原子力発電所事故の影響を受けた米価については別枠で補償するなど、生産者の実情を勘案し対応すること。
- ⑩ 天然ガスパイプラインの整備は、沿線に所在する企業の利用が高まるほか、新企業の誘致、新たな産業の創出にも寄与する可能性があることから、天然ガス広域パイプラインの管網整備事業について国を挙げて支援する体制を構築すること。

(7) 原子力災害に対応する新たな交付金制度の創設について

原発事故に伴い、放射能の測定、市民への適切な情報提供、農地や採草放牧地の除染など、震災復旧・復興に加えて、原子力災害に伴う市町村の事務が増加している。また、放射能対策はこれまで市町村では想定されておらず、事務に従事する職員の養成も喫緊の課題となっている。放射能対策は、放射性物質の半減期を勘案すると、長期に渡る対応を余儀なくされるものであるため、支援の長期化を見据えた制度設計を行うとともに、新たな交付金制度を創設し、地方自治体における放射能対策が万全に行われる仕組みを構築すること。

2. 原子力安全・防災対策の充実について

(1) 原子力発電所事故の徹底した検証に基づく原子力発電所の安全性の確保について

- ① 福島第一原子力発電所事故の徹底した検証を実施し、原子力発電所のあらゆるリスクを考慮する等、いかなる場合においても安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、原子力規制委員会及び原子力規制庁を早期に設置すること。
- ② 原発の安全評価について慎重に評価するとともに、評価結果については、住民に分かりやすく説明すること。

(2) 原子力防災体制の抜本的見直しについて

- ① 原子力防災指針の見直しについて、早急に検討結果をまとめること。また、防災対策を重点的に充実すべき地域の拡大に伴い、同地域に含まれない原発から 30 kmを超える地域を含め、実効性のある広域的な防災対策の構築に向けた明確な方針を示すこと。なお、地方自治体の地域防災計画策定に際しては、地方自治体に対し十分な支援策を講じること。
- ② 原子力関係施設に対する地震・津波対策など安全審査基準の強化、地形・気象条件等を十分考慮した「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）」の拡大や、新たな避難路の確保・避難先の選定方法などを考慮した防災指針の抜本的な見直しを行い、安全の徹底を図るとともに、原子力発電所に関する情報提供と説明責任を果たし、周辺

住民や地方自治体の不安の解消に努めること。

- ③ 避難区域や住民避難の設定基準について、地方自治体の意見を十分に踏まえたうえで具体的な方針を示し、避難場所や避難ルートの確保、避難用バスなど交通手段の手配、交通規制や避難誘導における国・県・市町村・警察・自衛隊等との広域調整等を実施し、真に実効性のある原子力防災対策を構築すること。
- ④ 住民の安全・安心確保のため、モニタリングポストや放射線測定装置、原子力防災機材などの増設・整備を適切に行うこと。

(3) 原子力事故に対する情報伝達システムの再構築について

- ① 通常時から都道府県、市町村及び事業者間の連携を図り、危機管理体制を整えるとともに、稼働中の原子力発電所の運転状況と安全対策に関する情報が共有できるようにすること。
- ② 原子力発電所等の事故に関する情報について、地方自治体及び住民に対して迅速かつ正確に公開・伝達するとともに、避難等に係る情報は、住民がとるべき行動や防護措置を含め、わかりやすく的確に周知徹底を図ることができるよう、情報伝達システムや避難等の行動指針を早急に構築すること。
- ③ 原子力発電所事故等により大量の放射性物質が放出されるなどの恐れがある場合においては、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）による解析の結果を適切に公開すること。

(4) 安全規制に携わる人材確保・育成、現場に即した安全規制体制の構築について

安全規制に携わる人材の確保と育成を行い、現場に即した安全規制体制を構築するとともに、地方自治体における原子力専門職員等の配置や養成に対する支援措置を講じること。

(5) 「安全協定」の位置付けの明確化等について

原子力施設の安全規制において、原子力発電所立地自治体が結んでいる「安全協定」のあり方を検証し、国、立地県、立地市町村、周辺市町村の役割分担と関わりを整理しつつ、原子力事業者との安全協定の締結を義務付ける原子力災害対策特別措置法等の改正を行うなど安全規制上の位置付けを明確化すること。

(6) 安定ヨウ素剤の配備及び服用について

安定ヨウ素剤の配備、安全かつ確実な服用方法については、事故検証を踏まえ、薬事法等の改正も含めた実効性のある対策について明確な方針を示すこと。

(7) 原子力防災に対する立法措置及び財政措置について

広域調整を伴う原子力災害において、国、県、市町村の役割分担と責任を明確にしつつ、所要の法整備を含めた実効性のある防災体制を整備すること。

(8) 原子力発電所立地及び周辺地域における風評被害への対応について

福島第一原子力発電所の事故は全国各地の原子力発電所立地及び周辺地域において、事故を想定した風評被害を巻き起こしている。こうした風評被害が原子力発電所立地及び周辺地域の社会経済活動に深刻な影響を与えることのないよう、国の責任において速やかに実効ある対策を講じること。

(9) 放射性物質を扱う事業所及び運搬時の安全対策の徹底について

原子力発電施設以外にも放射性物質を扱う事業所及び運搬時における安全対策の徹底を図ること。

3. エネルギー政策の推進等

(1) 電力の安定供給の確保等

① 国民生活や企業活動・雇用に影響を及ぼすことのないよう、電力の安定供給の確保について国が責任を持って対処すること。

特に、スマートグリッドなどをはじめとする効率的・安定的な電力供給体制を整備促進すること。

② 「自由化部門」の電気料金の引上げが企業活動に影響を及ぼすことから、料金体系の再構築を図るとともに、現在の電気料金の算定方式である「総括原価方式」の抜本的見直しを図ること。

③ 電力需要に関する情報公開を積極的に行うこと。

④ 原子力発電所の再稼働における判断に当たっては、万全な安全対策と情報提供を行うとともに、立地地域や周辺自治体等の意見を踏まえた上で対応すること。

(2) 将来にわたるエネルギー政策の検討

① 将来にわたるエネルギー政策のあり方については、国民の安全安心と社会経済の発展を前提として、再生可能エネルギーの推進並びに効果的・効率的かつ安定的な電力供給の確保を図るため、国民的議論を尽くし、その方針を明らかにしたうえで、必要な措置を講じること。

② 長期的視野に立ったエネルギー施策として、全国にあるLNG貯蔵・発電機能の更なる強化を図るなど、優位性の高いLNGの更なる活用を図るとともに、エネルギーの安定供給に向けたベストミックスへのビジョンを早期に策定すること。